

【雇用保険（失業給付金）に関する被扶養者申請のご案内】

◆対象となる方について

- ・退職から 1 年以内で、在職中、雇用保険に加入していた方（・失業給付金を受給中、受給終了された方を除く）
- ・受給期間延長中の方。

◆申請方法について

事業所健保担当部署に健保指定用紙・必要書類をご提出いただき、ご申請ください。（※健保直接ではございません。）

1. 健保指定用紙にて申請（退職等申請事由発生後、速やかに原本を提出 ※原則 5 日以内）

- ・「健康保険被扶養者異動届」
- ・「雇用保険受給内容確認書」 ※当ご案内を必ずお読みいただき、ご記入ください。



2. 必要書類を追加で提出

※対象者の状況に応じた必要書類をご提出ください。

（○：必ず提出 △：いずれか 1 点提出）

失業給付金について 必要書類 ※コピーを提出	A 受給資格なし	B 放棄する	C 受給予定	D 延長（中）する
入退社日（退職理由）がわかる事業主の証明書	△	△		
雇用保険被保険者離職票－1・2	△	○	○	○
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	△	△		
雇用保険受給資格者証（両面）			○	
受給期間延長通知書				○

・失業給付金について

- A. 受給資格なし：雇用保険に加入していたが、加入期間の不足等、受給資格のない方
- B. 放棄する：雇用保険の受給資格はあるが、給付金の受給を放棄する方
- C. 受給予定：再就職の意志があり、給付金を受給する方
- D. 延長（中）する：妊娠・出産・傷病・親族の介護等の理由により、受給期間を延長する方
（ハローワークへの延長手続きが必要です）

・必要書類について

- ・入退社日（退職理由）がわかる事業主の証明書：必ず事業主が作成していること
- ・雇用保険被保険者離職票-1・2：退職後、事業主より発行
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書：退職後、事業主より発行
- ・雇用保険受給資格者証：求職申し込み後、ハローワークより発行
- ・受給期間延長通知書：受給延長手続き完了後（約 1 ヶ月）、ハローワークより発行

<ご注意>

※必要書類をご提出いただけない場合、一旦扶養認定を取り消させていただくこともございます。

※続柄等に応じて上記以外の書類が必要な場合がございます。必ずご確認のうえ添付もれないよう、ご申請ください。

◆ 被扶養者認定の注意事項 ◆

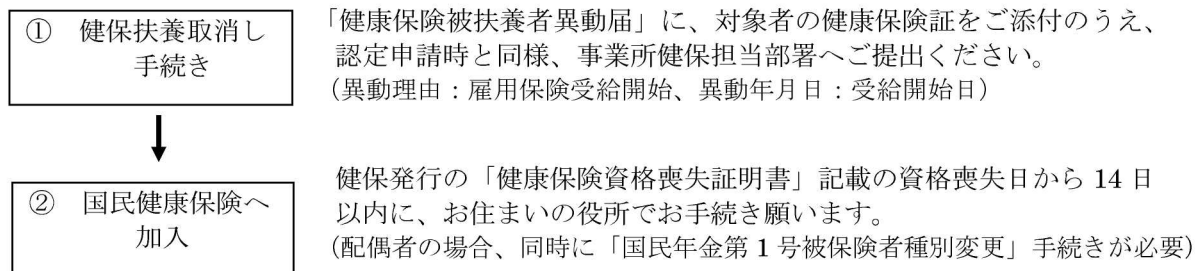
- 雇用保険の受給は、健康保険上収入とみなされます。
- 健康保険法の被扶養者の認定基準として、収入基準が設けられています。
 (60 歳未満：年収 130 万円未満⇒月額 108,334 円未満⇒日額 3,612 円未満)
 (60 歳以上：年収 180 万円未満⇒月額 150,000 円未満⇒日額 5,000 円未満)
 ＊個人の収入基準以外にも認定基準がございます。ご注意ください。

1. 被扶養者認定後、基本手当日額 3,612 円以上を受給の方（＊60 歳以上の場合は 5,000 円以上）

◎受給開始の際は、下記《お手続き》が必要です（3,612 円以上の受給は扶養認定基準を満たさないため）

- ↳ ・給付制限期間のない方・・・求職申し込みを行ったら
 ↳ ・給付制限期間のある方・・・給付制限期間終了日の 1 週間前になったら

《お手続き》



＊1 配偶者は事由発生から 1 ヶ月以内、配偶者以外は事由発生から 5 日以内に健保に申請到着の場合

・受給開始日は、「給付制限期間終了日」（給付制限期間がない場合は「待期間満了日」）の翌日を意味します。

ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。ご注意ください。

・受給終了後、就職先が決まらない等、稲畑産業健康保険組合の扶養認定基準を満たす場合には、再び被扶養者として認定されます。

※3,612 円以上の受給開始後、健保へ扶養取消し手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合には、受給開始日まで遡って資格を抹消いたします。また、同期間の医療機関等での受診に関わる保険給付費も遡って請求させていただきます。

2. 被扶養者認定後、基本手当日額 3,612 円未満を受給または受給資格なし・受給放棄の方

◎ 稲畑産業健康保険組合の扶養認定基準を満たす場合、被扶養者として継続して認定されます。

【ご連絡】

※事由発生から 5 日以内に健保に届出ことは健康保険法で義務づけられています。

※健保にて、取消し手続きが確認できない場合、定期的に状況の確認等を行います。ご了承ください。